



2018年12月21日  
東京MOU事務局

## 2020年からの一般海域における船舶燃料油硫黄分規制に係る 注意喚起広報キャンペーンについて

一般海域における船舶燃料油硫黄分の最大含有量を0.50%以下とするMARPOL条約附属書VI（船舶による大気汚染の防止）の改正が2020年1月1日から実施されます。東京MOUでは、パリMOUと合同で、ポート・ステート・コントロール（PSC）検査に際し、この新しい規制の確実かつ円滑な適合を促進するため、船長に対し注意喚起文書（別添）を発行する合同広報キャンペーンを2019年1月1日から同年12月31日までの1年間実施します。

このキャンペーンの概要は、以下のとおりです。

### 1. 船舶燃料油規制及び今回のキャンペーンの背景

一般海域における船舶燃料油の硫黄分最大含有量を0.50%とする新たな規制（Global 2020 sulphur cap）が2020年1月1日から実施されます。この規制は、船舶の運航者、燃料油供給関係者及び産業界全体に相当の影響があることもあり、実施時期をめぐり数年に亘る議論の結果、2016年10月に開催されたIMO第70回海洋環境保護委員会において2020年1月から実施と決定された経緯があります。このような背景を考慮し、新規制の円滑かつ確実な実施を図るため、規制実施日の1年前から新規制への適合に向けての早期対応・準備を促す注意喚起キャンペーンを行うこととしたものです。

### 2. 早期注意喚起のキャンペーンの概要

東京MOUとパリMOUは、キャンペーン期間中、PSC検査において、新規制関係要件に未だ適合準備が整っていないことが明らかな船舶の船長に対して注意喚起文書を発行します。本キャンペーンは、2020年1月1日から実施されるMARPOL条約附属書VI第14規則及び第18規則の要件に関する船舶乗組員及び管理会社の認識を高めるとともに、これらに適合するよう注意を喚起し、規制遵守を促進する目的で実施するもので、東京MOU第29回PSC委員会（本年11月開催）及びパリMOU第51回PSC委員会（本年5月開催）において、それぞれ決定したものです。

なお、新規制への対応に関してはあくまでも注意喚起が目的であり、これを根拠に不適合の指摘あるいは拘留措置を執ることはありません。

#### <お問合せ先>

東京エムオウユウ事務局 久保田、川井  
電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624

## Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2018年12月24日現在、以下の20の当局がメンバーとなっている。また、パナマ及びメキシコが準メンバーとなっているほか、6の当局及び9のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（APCIS）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ヴァヌアツ、ヴィエトナム

オブザーバー：北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、パリMOU、インド洋MOU、黒海MOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU

ポート・ステート・コントロール（P S C）：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING ON  
PORT STATE CONTROL IN THE ASIA-PACIFIC REGION  
(東京 MOU)



To the Master of  
(船長あて)  
IMO No  
(IMO 番号)  
Date  
(日付)

Flag State  
(旗国)

LETTER OF WARNING  
MARPOL Annex VI

**Sulphur Oxides (SO<sub>x</sub>) and Particulate Matter (Regulation 14)<sup>1</sup>**  
(MARPOL条約附属書VI硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>) 及び粒子状物質 (第14規則) <sup>(下記注1)</sup> の注意喚起文書)

Dear Captain,  
(船長殿)

This letter is to bring to your attention the **new regulations on sulphur content of fuel oils used on board from 1 January 2020**. From that date all ships subject to MARPOL Annex VI are, in principle, required to use on board fuel oils with a sulphur content of maximum 0.50% m/m in accordance with MARPOL Annex VI Regulation 14.<sup>2</sup>, or use an alternative emission reduction and control technologies to comply with the emission standard

(この文書は2020年1月1日から船舶で使用される燃料油硫黄分濃度の新規制に貴殿の注意を喚起するためのものです。当該日からMARPOL条約附属書VIが適用されるすべての船舶は、原則として、MARPOL条約附属書VI第14規則 <sup>(下記注2)</sup> に従い硫黄分濃度0.50% m/m以下の燃料油を船舶で使用するか、又は、排気ガス基準に適合する代替排ガス減少制御技術を使用することが要求されます。)

From 1 January 2020 Port State Control Officers of the Tokyo MOU will check compliance with these regulations through the bunker delivery notes and related ships' log books and records and by means of sampling from the fuel lines.

(2020年1月1日より、東京MOUのポート・ステート・コントロール職員は、燃料油供給書類、関連する船舶の航海日誌・記録及び燃料油供給系統からのサンプリング手段により、これらの規則に適合していることをチェックすることになります。)

The following check boxes indicate the areas investigated:  
(次のチェック欄は調査した項目を示しています。)

- |   |   |                          |
|---|---|--------------------------|
| 1 | SO <sub>x</sub> records (SO <sub>x</sub> 記録)                          | <input type="checkbox"/> |
| 2 | Sulphur oxides (硫黄酸化物)  | <input type="checkbox"/> |
| 3 | Sulphur content of fuel used (使用された燃料油の硫黄分)                           | <input type="checkbox"/> |
| 4 | Alternative arrangements (SO <sub>x</sub> ) (代替装置 (SO <sub>x</sub> )) | <input type="checkbox"/> |

Deficiencies in the areas listed above may be recorded by the Tokyo MOU **if the regulations were in place now**.

(仮に規則が現在適用されているとした場合、東京MOUは上記に掲げた項目について欠陥と記録する可能性があります。)

**From 1 January 2020** Port State Control Officers will put further emphasis on the following items:

(2020年1月1日からは、ポート・ステート・コントロール検査官は次の項目について更に重点を置くこととなります。)

- 1 That the ship carries on board fuel oil with a sulphur content depending on the area of operation (運航海域において適用される硫黄分濃度に適合する船舶燃料油を船舶が搭載していること)

1 As amended by MEPC.305(73) (MEPC.305(73)により改正されたもの)

2 In Emission Control Areas the sulphur content of fuel oil used on board shall not exceed 0.10% m/m. (排ガス規制特別海域においては船舶で使用される燃料油硫黄分濃度は0.10% m/mを超えてはならない。)

- 2 There are records of the bunker delivery notes (BDNs) and associated samples or records thereof are kept on board (燃料油供給書類 (BDNs) 及び関連するそれらのサンプル又は記録が船舶に保管されていること)
- 3 There are written procedures covering fuel oil change over operations where appropriate exist on board (適用される場合には燃料油変更操作を含む手続きを記載したものが船上にあること)
- 4 That the Master and ship's personnel are familiar with essential fuel oil management procedures (燃料油管理手続きの主要なものに対し船長及び船舶乗組員が熟知していること)
- 5 That the ship has an appropriate approval for any installed exhaust gas cleaning systems, or equivalent means, if required (もし要求される場合は、搭載排ガス浄化装置又は同等の手段について、船舶が適切な承認を得ていること)

This list is to help you prepare for compliance by 1 January 2020. If deficiencies are recorded against any of these items from 1 January 2020 action may be taken by the Port State Control Officer which may include a detention of the ship or other enforcements or administrative or corrective measures.

(このリストは、貴殿が2020年1月1日までに規制に適合することを準備するために役立つものです。もし、2020年1月1日以後にこれらの項目のいずれかに欠陥があった場合には、ポート・ステート・コントロール検査官により船舶拘留又は他の強制措置・手続き・改善の措置を含む何らかの措置がとられるかもしれません。)

You are requested to inform the company of the above. Further details are given in MARPOL Annex VI Regulations 14 and 18.

(貴殿には上記の事項を管理会社に通知することを要請致します。さらに詳細な事項については、MARPOL条約附属書VI第14規則及び第18規則に規定されています。)

On behalf of the Maritime Authority of  
(海事主管庁の権限のもとで)

PSCO  
(PSC検査官署名)

Port  
(港名)

Date  
(日付)

(注) 日本語訳はあくまでも仮訳ですので、正式には英文を参照して下さい。